

平成24年第1回三笠市議会定例会

平成24年3月9日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
 - 2 議 事
 - 3 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号について（委報第1号） |
| 日程第2 | 議案第17号から議案第24号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第3 | 議案第2号から議案第10号までについて |
| 日程第4 | 議案第11号から議案第16号までについて |
| 日程第5 | 議案第25号及び議案第26号について |
-

○出席議員（10名）

議 長	1番	谷 津 邦 夫 氏	副議長	3番	齊 藤 且 氏
	2番	澤 田 益 治 氏		4番	猿 田 重 夫 氏
	5番	扇 谷 知 巳 氏		6番	谷 内 純 哉 氏
	7番	丸 山 修 一 氏		8番	儀 惣 淳 一 氏
	9番	武 田 悌 一 氏		10番	高 橋 守 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	小林和男氏	副 市 長	西城賢策氏
総 務 部 長	北山一幸氏	総 務 課 長	金子満氏
財 務 課 長	右田敏氏	納 税 課 長	米田廣文氏
企画経済部長	中沢敏男氏	企画振興課長	小田弘幸氏
農 林 課 長	中原保氏	商工観光課長	猿田智樹氏
環境福祉部長	作佐部盛秀氏	市民生活課長	須河恵介氏
福祉事務所長	阿部弘之氏	保健福祉課長	三百苺宏之氏
建 設 部 長	高嶋善男氏	建設管理課長	鈴木英夫氏
建 設 課 長	三宅博文氏	水 道 課 長	千葉俊行氏
教育委員長	折笠真仁氏	教 育 長	富樫繁樹氏

教育次長	永田 徹 氏	学校教育課長	高森 裕司 氏
博物館長	栗山 俊彰 氏	市立高校設立準備室	松浦 基晴 氏
市立高校設立準備室	梅津 吉昭 氏	事務課長	
事務課主幹		病院事務局長	澤上 弘一 氏
病院管理課長	磯瀬 孝 氏	消防長	長谷川 浩二 氏
消防署長兼	辻道 元信 氏	生活安全センター長	阿部 英雄 氏
総務予防課長			
監査委員	森原 裕 氏	監査委員事務局長	鈴木 信之 氏

○出席事務局職員

議会事務局長	松本 哲宜 氏	総務係長	豊口 哲也 氏
--------	---------	------	---------

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号について（委報第1号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 委報第1号、議案第1号についてを議題とします。

本件は、さきの本会議において、総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

武田委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長武田悌一氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（武田悌一氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号の計画策定1件であります。

以下、御報告申し上げますが、全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみ御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第1号第8次三笠市総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

これより、討論、採決に入ります。

議案第1号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第1号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第1号第8次三笠市総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第2 議案第17号から議案第24号までについて(市政執行方針、教育行政執行方針)

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の2 議案第17号から議案第24号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から平成24年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から平成24年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 平成24年第1回定例会の開会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私は、3期目の市政も「変革の時代の風に強かな挑戦」を掲げ、「市民のだれもが住んでよかったと思えるまちづくり」をみずからのまちはみずからがつくるという地方自治の理念を基本に、全力を挙げて取り組んでまいっております。

平成23年は、開庁130年という節目の年を迎え、私たちの先人が築き上げてきたこれまでの歴史の重みを再認識し、未来に向かって力強く羽ばたく「新たなる出発の年」と位置づけ、これまで以上に市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し合いながら、開拓の時代の「誇り」をもう一度思い起こし、人々の心が通い合うまちを守り続けていかなければという思いを強くしたところであります。

さて、最近の世界経済は、欧州経済危機の影響により、世界的な景気失速のリスクが懸念されておりますが、我が国においては未曾有の人口減少社会を目前に控えた中、バブル経済崩壊後の失われた20年に加え、東日本大震災、原発事故、記録的な円高、デフレ、世界的な金融市場の動揺など、過去に経験したことのない重大な困難に直面しております。

北海道においては、震災の影響による観光客の減少が回復傾向にはありますが、総じて明るい材料に乏しく、景気浮揚感に欠け、道内の平成24年度経済成長率はマイナスが予想され、TPP問題など多くの課題を抱えております。

こうした中であって、本市は厳しいときこそチャンスととらえ、三笠市未来づくり基本条例を基本理念とした「だれもが暮らしてみたい田園産業都市」と「日本一安心してだれ

もが住み続けたいまち」を都市像として、「誇り」と「挑戦」をまちづくりの姿勢とした、平成24年度から始まる10カ年の「第8次三笠市総合計画」を策定いたしました。

私は、地方自治を取り巻く環境が大きく変化してきている今日、時代の流れを的確にとらえながら、着実な行政運営と一層の財政健全化による自立したまちづくりを目指し、明治の時代から多くの人々が行き交った「誇り」ある三笠市が、輝かしい未来に向け、盤石の体制となるよう、市民の皆さんと一緒に「挑戦」してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「だれもが住んでよかったと思えるまちづくり」であります。

我が国では、少子高齢化が進行しており、人口減少社会を目前に控えた中、本市も少子高齢化と人口減少が進んでおります。

私は、本年度から始まる「第8次三笠市総合計画」において、現在1万人強の本市の人口を10年後、9,000人と目標を定めました。

本市がその目標に向かい、発展していくためには、未来にわたり「安心して暮らせるまち」が基本であり、他地域と比較して優位にある特性を見つけ出し、「第8次三笠市総合計画」に登載した「三笠ならではの資源」を活用した産業の活性化や移住・定住対策の実現に向けて、全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

二つ目には、行財政改革の継続であります。

本市の財政状況は、早い段階から行財政改革に取り組んできたこともあり、現在では危機的状況から脱しつつありますが、国内においては、平成23年3月の東日本大震災がもたらした福島原発事故による被害はいまだに収束のめどが立たず、日本経済へ与える影響も長期化することが懸念され、今後の経済動向や国の財政状況など予断を許さない現状にあります。

このような中であっても、本市としては将来に夢と希望が持てるよう、未来づくりのための政策を推進し、子供からお年寄りまで住んでいてよかったと思える「日本一安心してだれもが住み続けたいまち」を目指し、将来にわたって行政運営が持続できるよう、一層の行財政改革の推進に努めてまいります。

そのためには、特に本市の重要な財源である市税等について市民の納税意識の向上に努めるとともに、納税に誠意の見られない滞納者に対し、差し押さえなど迅速な滞納処分を実施し、債権回収専門会社への委託や、インターネット公売の活用により歳入の確保を図り、市民負担の公平化に努めてまいります。

次に、総合計画の基本目標に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」であります。

だれもが生きがいのある充実した人生を過ごすことを望んでおります。

そのため、次世代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある心をはぐくみ、家庭・学校・地域の連携により将来の夢に向かって健やかに成長できるよう、学習や

スポーツ環境を整備するとともに、だれもが気軽にスポーツやレクリエーションに親しむ環境をつくり、市民一人一人が参加できる生涯学習社会の実現を目指したまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、「生きる力」をはぐくむことを理念とする新学習指導要領が本年度から完全実施され、家庭・学校・地域が総がかりで子供を育てることが求められております。

こうした中で、幼児教育については、幼稚園就園奨励費補助を継続するとともに、昨年度に引き続き子育てを応援する施策の一つとして、納めた幼稚園授業料等を市内で買い物ができる商品券に還元することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに市内経済の活性化を図ってまいります。

学校教育においては、市内全小中学校において小中一貫教育を実践し、小学校から中学校へのスムーズな移行を図り、確かな学びと豊かな心をはぐくむとともに、三笠小学校・三笠中学校を北海道では初となるコミュニケーション・スクールに指定し、地域が応援団となる学校づくりにより、子供たちの教育環境の充実を図ってまいります。

また、昨年度の学校統合に伴うスクールバスの運行及び定期券料金の補助による児童生徒の安全・安心な通学環境の確保や、いじめ問題等に対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施し、事件・事故から子供を守る安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

小学生全員の給食費無料化については、少子化対策支援として本年度も引き続き実施し、教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

教育環境の改善については、経年劣化による学校施設の整備のほか、三笠中学校吹奏楽部の楽器を新たに購入し、子供たちが安心して学ぶ環境の充実に努めてまいります。

障害のある児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対しては、必要な支援を行うための支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

市立三笠高等学校については、食物調理科の専門学科の高校として、食に関する高度の専門的な知識や技術を有する心豊かな人を育てる教育環境の整備に努めてまいります。

また、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るため、教育費や寄宿舎費の一部を助成してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、昨年度に引き続き、野球は日本ハム球団、サッカーは北海道フットボールクラブからプロの指導者を招致し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するためのスポーツ環境づくりに取り組んでまいります。

また、運動公園内の体育施設及びパークゴルフ場サンパークについては、引き続き指定管理者の運営により、利用者へのサービスの向上を図ってまいります。運動公園内の体育施設については、器具の拡充と施設整備により、利用の促進を図ってまいります。

社会教育については、三笠市の社会教育行政の方向や基本姿勢等を示している「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人が楽しく学び合い、新しい時代を開く生涯学

習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を講じてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業をはじめ、地場産業の創出、企業誘致、商工業、観光などを緊密に連携させながら「三笠ならではの資源」を活用した産業の活性化や、たくましい産業構造の構築を図り、働きやすい環境づくりを目指して、人が元気で働けるまちづくりを進めてまいります。

農業については、意欲的な農業者の新たな取り組みを支援し、農業者の所得向上を図るため、農業チャレンジ補助金を引き続き実施するとともに、農村地域の維持のため、農地・水保全管理支払事業や中山間地域等直接支払事業のほか、担い手の育成・確保に向けた新規就農者等誘致特別対策事業を実施し、農業の基盤強化に取り組んでまいります。

また、環境に配慮した農作物の生産を行うため、環境保全型農業直接支援対策事業を行うほか、農業水利施設の機能保全のため、国営造成施設管理体制整備促進事業を引き続き実施し、農業が持つ多面的機能の保全に取り組んでまいります。

さらに、エゾシカなどによる農作物被害防止対策を講じるため、昨年度設置した電気柵設置箇所拡大を行う農作物有害鳥獣対策事業を実施するほか、ヒグマの出没時などに迅速に対応し、市民の安全を確保するための監視捕獲体制の整備を進めてまいります。

一方、昨年度の天候不順による影響でタマネギの収量が大幅に減少したことにより、緊急的に融資を受けた農業者に対する利子補給を行い、経営の安定化を図ってまいります。

商工業については、市民の暮らしの根幹であり、持続可能なまちづくりを進める上で今後、どのような産業振興を展開していくか将来像を描き、各産業が共有し取り組んでいくことが重要と考え、本年度より目指すべき方向性や振興策をまとめた「三笠市商工業振興ビジョン」の策定に向け準備を進めてまいります。

また、商業中心地にある旧商工会館については、商工会からの解体支援の要請を受け検討した結果、築43年が経過し老朽化が著しく、景観上や安全管理面において早急な対応が必要であると判断し、所有者である商工会と連携してこれを解体するとともに、今後の跡地利用について、関係団体と調査・研究を進め、具体的な活用計画の策定に取り組んでまいります。

起業化については、地域資源や特性を生かした石炭地下ガス化を中心とした石炭資源有効活用に関する取り組みを推進するため、市民の機運を醸成する市民研究会を開催するとともに、必要なデータ収集及び調査を行い国や関係機関へ要望を行うほか、本市の豊富な水資源を活用した新産業創造のための調査・研究に取り組んでまいります。

また、地域社会に貢献する有益な事業展開に対し支援を行う、商工業活性化事業やる気応援補助金を昨年度に引き続き実施し、産業の育成・にぎわいの創出に努めてまいります。

企業誘致については、長引く経済不況の中、依然として企業側の設備投資は進まず、企

業の進出が停滞している状況にあります。現在、接触している企業を優先的に粘り強く交渉を続けるとともに、新規企業の開拓について積極的な情報収集に努めてまいります。

また、工業団地については、持続的な経営が困難な状況となっている三笠工業団地開発株式会社の整理に向け準備を進め、本市が事業を継承することで土地の価格設定など柔軟な対応により円滑な企業誘致に努め、分譲促進を図ってまいります。

雇用・労働環境については、市内の安定的な労働を確保するため環境の改善やその方策を各関係団体と連携を図り調査・研究するほか、労働者に対する生活、教育資金の融資政策を引き続き実施してまいります。

また、失業者対策として、市内の求人情報の提供や、引き続き実施されることになった国の緊急雇用創出事業を積極的に活用し、雇用対策を図ってまいります。

観光・開発については、地域のにぎわいを創出し、雇用の確保や経済の活性化につながる重要な産業分野であると考えております。

本年度からスタートする「第8次三笠市総合計画」を踏まえた今後の観光展開について、目指すべき方向性など基本的な考え方をまとめた「三笠市観光振興ビジョン」の策定に取り組み、市民や関係者が共通認識のもと、観光振興を進める環境づくりを行ってまいります。

また、本市の観光振興において、その核となる鉄道村については、引き続き利用者の安全対策のための施設改修を進めるとともに、平成22年度より開業されたトロッコ鉄道について、鉄道記念館までの延長運行の整備を行い、さらに集客効果を高め、鉄道村の活性化を図ってまいります。

桂沢国設スキー場においては、安全対策として引き続きリフトの整備を進めるほか、老朽化した圧雪車を更新し、利用者のニーズに沿ったゲレンデ整備と運営の効率化を図ってまいります。

桂沢湖周辺については、観光資源である湖を核とした景勝地として、ダム事業の進捗状況を踏まえ、引き続き今後の観光展開について調査・研究するとともに、国に対し基盤整備や周辺開発に対する要望活動を積極的に進めてまいります。

三笠地区については、中央公園に冬の華とも言えるイルミネーションの彩りを一層充実し、華やかさの演出とまちのイメージアップに努めてまいります。

本市の西の玄関口であるサンファームエリアについては、主要施設である道の駅三笠を中心に、パークゴルフ場や温浴施設に多くの観光客等が訪れる場所となっています。

このため、施設等の環境整備を行い、本市のイメージアップを図るよう鑑賞池の景観整備を実施し、交流人口の拡大に努めてまいります。

本市を活性化させるイベントについては、既存のイベントを引き続き支援していくとともに、新たなイベントの実施に向け関係団体と連携しながら調査・研究をしてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

市民が快適に暮らしていくためには、健康で文化的な市民生活を将来にわたって確保していくことが必要であります。

豊かさを感じられる生活の場としての生活環境の充実や自然との触れ合いを通じて生活に潤いと安らぎを与える都市環境の保全、市民生活に欠かせない社会基盤施設の整備、人口増加対策としての移住・定住施策の充実を図るとともに、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

交通環境については、市営バスの運行開始後6年が経過し、これまで利用者や市民の意見を聞きながら路線の見直しなどを行ってきましたが、今後も運行維持に必要な基金の適正な運用を考慮しながら、市営バスの運行に努めてまいります。

また、市民の利便性を向上させ、移住・定住の促進を目指すため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置について、関係機関と検討してまいります。

冬の環境については、近年、少雪傾向にあります。この冬のように記録的な豪雪に見舞われたこともあり、快適な生活環境を目指し、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、町内会などと協働で行っている、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、不法投棄やポイ捨てのないクリーンなまちを目指し、監視体制の強化を図るとともに、ごみのないまちづくりを推進するため、啓発に取り組んでまいります。

生活排水処理については、今後も公共下水道への接続が見込めない地域における浄化槽設置の促進に取り組んでまいります。

環境衛生施設等については、みどりが丘環境センター整備事業として、老朽化が著しいリサイクルプラザ破砕機とトラックスケール操作盤を整備するとともに、唐松共同浴場整備事業として、老朽化が著しいボイラーを改修し、施設の適正管理に努めてまいります。

また、市営墓地については、幌内墓地において通路等の整備を行い、墓参の際に安心して利用できるような環境の整備に努めてまいります。

なお、火葬場については、老朽化が著しい火葬炉を整備し、利用に支障を来さないよう施設の適正管理に努めてまいります。

さらに、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指し、ごみの適正排出、適正処理の啓発を行い、ごみの発生抑制、再使用、再利用への啓発に取り組んでまいります。

市営住宅については、本年度から2カ年計画で榊町団地建替事業の中層住宅1棟39戸の建設を実施してまいります。

また、3階建て中層住宅の屋上防水、排水管の改修、灯油集中配管設備の整備や平家建て住宅の屋根ふきかえなどの改修を計画的に進めてまいります。

さらに、周辺環境の改善と効率的な維持管理を図るため、空き老朽市営住宅を計画的に

除却するとともに移転集約化を進めてまいります。

なお、今後、市営住宅の集約化や長期的な維持管理について「三笠市住生活基本計画」を策定してまいります。

個人住宅については、住みなれた住宅の居住性、耐久性の向上を図るため、住まいのリフォーム助成事業を引き続き実施してまいります。

若年層の市外からの転入及び定住化の促進を図るため、若年層が入居する民間集合住宅建設を促進する若者移住定住促進住宅建設費用助成事業や、市内民間住宅へ入居する転入者等をふやすための若者移住定住促進家賃助成事業を引き続き実施してまいります。

加えて、市民や市外からの転入者に、新築住宅建設や中古住宅の購入を促進させる住宅建設等費用助成事業についても引き続き実施し、定住化の促進を図ってまいります。

また、移住・定住施策や子育て支援施策等について、PR不足を解消し、より移住・定住の効果を上げるため移住定住促進事業を実施し、広く対外的かつ集中的なPRを行ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な老朽排水管の改良を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として、三笠地区の多賀町、幸町の雨水管整備を実施するとともに、三笠浄化センターの「長寿命化計画」策定に向け基礎調査を実施してまいります。

また、本年度実施の使用料改定を踏まえ、企業会計の健全な経営に努めてまいります。

治水・利水を目的とした幾春別川総合開発事業は、現政権発足後にダム事業の見直し方針が決定され、その後、関係地方公共団体からなる検討の場において事業の検討が進められていますが、今後の事業展開は不透明な状況にあります。

ダム事業の見直しは、本市並びに流域住民にとって重要な問題であり、一刻も早く新桂沢ダム、三笠ぼんべつダムを完成するよう、引き続き国等に強く要請してまいります。

また、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進について、北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

森林、河川などの自然環境は、潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産であります。

特に森林は、二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たしています。

この豊かな森林資源を守り育てるために、間伐を行う市有林環境保全整備事業を実施するほか、市有林内の下刈り、つる切りなどの整備を引き続き実施するとともに、市有林の現況を把握し、適正な整備事業の導入を図るため、市有林調査事業を実施し、計画的な森林整備を図ってまいります。

また、国・道など関係機関との連携により、森林の持つ公営的機能の向上や環境保全と有効活用等の調査・研究に努めてまいります。

さらに、山火事などを防止するため、啓発看板を設置し、適正な管理に努めてまいりま

す。

道路については、市街地の道路整備やサンファームエリアと達布地区を結ぶ景観道路の整備を引き続き実施してまいります。

橋梁については、狭隘で老朽化した砂利山橋を5年間かけてかけかえを行ってまいります。

また、道路や排水の改修については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

河川については、市管理河川の治水対策として、川内苗圃の沢川及び萱野川の改修事業を計画的に行ってまいります。

公園については、三笠開拓記念広場ほか2公園の老朽化した施設の更新や遊具等の新設を行い、利用者の安全確保と利用促進に努めてまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、東清住町から弥生区間と桂沢地区の整備促進、一般道道岩見沢桂沢線の本町地区及び主要道道三笠栗山線の早期着手について、引き続き北海道へ要請してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

生涯を通じて、心身とも健康で心豊かに安全・安心な生活を送ることは、いつの時代にあっても市民共通の願いであります。

子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康に生きる喜びと希望を持って、安全・安心な生活を送るための環境づくりや互いに支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

また、市民の生命と財産を守る消防、救急、防犯体制を整えることにより、地域の暮らしを守るため、交通安全や防犯対策の充実を図り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

地域福祉については、社会福祉協議会との連携により、地域における見守りや交流等を行う小地域ネットワーク活動の充実を努めるとともに、地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制をより一層推進することにより、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者等の実態把握と情報共有に努め、地域ぐるみで見守り支え合う体制を強化してまいります。

生活保護については、稼働年齢層の能力活用、就業阻害要因の問題解消を図り、ハローワークとの連携や就労活動にサポートが必要な被保護者に対し、就労支援員を配置する事業を本年度より実施し、被保護者の就労及び自立助長に努めてまいります。

児童・母子・父子福祉については、子供たちが健やかに育ち、安心して保育を受けられるよう、保育所における各種保育事業、児童館における放課後児童クラブ、子育てクラブなどの子育て支援事業を実施してまいります。

また、昨年度に引き続き、子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、納めた保育所負担金を市内で買い物ができる商品券での還元や、市内で乳児の紙おむつと交換でき

る引換券を支給することにより、子育てのしやすい環境を整備するとともに、市内経済の活性化を図ってまいります。

母子福祉については、国の子育て支援等の強化による安心の確保に向けた取り組みに合わせ、通常、妊娠から出産までに必要な妊婦一般健康診査14回分の検診料を全額助成し、経済的負担の軽減を図ることで、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに努めてまいります。

また、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、母子・父子家庭を対象として支給されている児童扶養手当について、国の制度に基づき対応してまいります

地域医療については、本市の中心的な医療を担う市立病院の充実が求められております。

そこで、住民ニーズへの対応と効率的な病棟運営を図るため、平成23年3月に療養病棟を設置し、新たな医療サービスの提供を始めたところであり、今後も市民が安心して利用できる病院づくりを推進し、高度医療機関、民間病院との連携を図りながら、幅広い医療が安定的に提供できるよう努めてまいります。

また、全国的な問題である医師や看護師不足の状況は依然として解消されず、本市においても同様であります。

医師の確保については、引き続き情報収集に努めるとともに、関係機関等への派遣要請を継続してまいります。

一方、看護師の確保については、より利用しやすい制度へと看護師修学資金制度を一部見直すとともに、未就学児を養育する看護師等が就労しやすい職場環境を整備するため、院内保育を実施してまいります。

国民健康保険については、特定健康診査及び特定保健指導並びに人間ドックへの助成等各種検診を引き続き実施し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進することにより、医療費の抑制に努めてまいります。

また、国においては、後期高齢者医療制度を含め、医療保険制度のあり方が見直される見込みであり、今後の動向を見据えながら健全な運営に努めてまいります。

なお、健康優良家庭表彰については、引き続き実施してまいります。

健康づくりについては、すべての市民が住みなれた地域の中で自立して健全に暮らせるよう、各種健康診査や健康教育のほか、身体の機能維持を図るため、高齢者向けの室内運動教室を実施するとともに、日ごろから生活習慣の改善等に取り組むことができるよう、温浴施設を利用した生活習慣病予防水中運動教室を実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、国の制度を活用し、特定の年齢に達した方に対する乳がん及び子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診費用の全額助成を実施するとともに、中学1年生から高校1年生相当の女子に対し、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を全額助成してまいります。

さらに、疾病予防の強化として、乳幼児に対するヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチ

ンと中学生までのインフルエンザ予防接種に対する費用を全額助成するとともに、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種費用を半額助成してまいります。

高齢者福祉については、高齢者が安全・安心な生活を送ることができるよう「第5期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービス、施設サービス等を提供するほか、通院・買い物不便地域に居住している高齢者の経済的負担の軽減を図るため、バス運賃の一部を引き続き助成するとともに、高齢者に生きがいのある生活を援助するため、市内の温泉を利用できる入浴券等を無料で交付する敬老祝い温泉入浴券助成事業を引き続き実施してまいります。

また、長年にわたる貢献に感謝の意を表するとともに、高齢者福祉への理解と関心を高めるため、引き続き長寿祝い事業を実施してまいります。

介護保険については、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる「第5期介護保険事業計画」に基づき、要介護認定者などの状態に応じた適切なサービスの提供と介護保険財政の健全化に努めるとともに、要支援や要介護状態になることを予防し、元気に暮らすことができるよう、温浴施設を利用した介護予防水中運動教室や地域訪問事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法及び「第3期三笠市ぬくもりハートプラン（三笠市障害者福祉計画）」に基づき、障害福祉サービスのほか、地域生活支援事業としてコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業を実施してまいります。

また、障害者が通院、社会参加のために利用するタクシー料金の一部助成を実施してまいります。

交通安全については、小中学生の通学にかかわる安全対策を推進するとともに、依然として、お年寄りが犠牲となる痛ましい事故が後を絶たないことから、関係機関と連携して高齢者に配慮した啓発活動を積極的に展開し、交通弱者層の安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、町内会等が行う防犯灯の整備及び維持管理を支援するとともに、引き続き関係機関・団体などと十分に連携を図りながら、防犯意識の高揚や犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消費生活については、架空請求や振り込め詐欺、悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費生活相談窓口を充実・強化するとともに、関係機関・団体などと連携し啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全・安心なまちづくりを推進するため、緊急消防援助隊資機材整備を行い、消防力の充実・強化を図るとともに、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

昨年度に実施した消防本部庁舎の耐震診断調査の判定結果に基づき、本年度耐震補強の改修工事を行い、防災拠点施設として万全を期してまいります。

また、電波法の改正に伴い、消防救急無線をアナログ無線からデジタル無線に移行整備

が求められていることから、デジタル無線整備に取り組んでまいります。

さらに、救命率の向上に向けて、医療機関と連携し救急隊員の資質の向上を図るほか、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を積極的に開催してまいります。

防災については、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本理念とした自主防災組織の結成促進と防災訓練を通して地域防災力を向上させ、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、東日本大震災を教訓とした国のガイドラインに沿った「地域防災計画」の見直しを進め、市民生活の安全向上に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

本市の歴史は、自然がつくり出した石炭という産物を発見したことにより始まっております。

その石炭を産業としてまちが発展し、そこから生まれた歴史や本市の特徴である地質、化石、風土を活用した新たなまちづくりを進めるとともに、市民文化芸術振興条例の基本方針に基づき、人をはぐくみ、地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきたものであり、大切に保存し、後世に伝えてまいります。

その中で、本市の豊かな歴史と資源を総合的に活用し、観光資源として地域の活性化に寄与することを目的に、平成25年度日本ジオパークネットワーク加盟の認定を受けるための事前準備として、ジオサイトの整備、推進協議会の設置や関係機関等への構想をPRするなど普及活動の展開を図ってまいります。

また、炭鉱遺産については、ジオサイトとして活用するため、その歴史的・文化的価値を明らかにし、観光資源として活用するための方策を検討するために必要な調査・研究に取り組んでまいります。

博物館においては、各大学の化石研究機関並びに博物館ボランティアなどと連携し、本市の特徴でもあるアンモナイト化石など、古生物を生かした学術研究の充実・発展と子供たちの地域に根ざした教育の場の提供等に努めるとともに、施設の機能を生かした事業の展開と人文系研究員を新たに配置し、利用の拡大と機能の充実を図ってまいります。

また、前庭花壇の擁壁や通用ロスロープなどの修繕を行い、景観の配慮と来館者の安全確保を図ってまいります。

特別展については、化石がどのようにしてできるのか、その過程をひも解く特別展「化石のキセキー化石のでき方を探る」を7月21日から10月8日まで開催してまいります。

北海道遺産の「みかさ北海盆おどり」については、地域に根ざした文化振興と地域づくりの目玉としてまちの活性化を図るため、市民・企業・団体等と連携し、全市的な取り組みとして開催してまいります。

北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

また、自主的な芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する三笠市文化祭や郷土芸能5団体の運営費の一部を補助し、支援してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」であります。

多様化・高度化する市民や地域ニーズに加え、個性豊かな地域社会の形成が求められる地域主権時代を迎え、市民と自治体の役割分担を明確化し、「みずからの手によるまちづくり」という市民の参加・協働意識の高揚のため、その基本として創設した未来づくり基本条例に基づき、市民とともに考え協力して人が未来に向かって夢をはぐくめるまちづくりを推進してまいります。

協働・市民参加については、市民との信頼関係を大切にしながら、協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、協働ルームの一層の活発化を図り、連携した地域づくりを目指してまいります。

また、市政懇談会や多くの審議会、委員会のほか、未来づくり基本条例に基づく未来創造会議など、市民の意見聴取の機会を大切にし、いただいた知恵やアイデアについてはできるだけ市政に反映するよう努めてまいります。

コミュニティ活動については、引き続き町内会などの住民組織の活動を支援するとともに、地域活動の拠点である市民センターを整備し、使いやすい施設として利用の促進を図ってまいります。

行政運営については、安全・安心なまちづくりに向けて、災害時の拠点となる市役所庁舎を計画的に整備を行うほか、市民会館の耐震診断を実施し、耐震改修工事などの検討や、時代に対応した新たな総合行政システムの調査・研究を図ってまいります。

さらに、情報の共有化については、市民への説明責任を果たすため、引き続き広報みかさやホームページなどを通して、情報の適切な公開と共有による市内外への発信に努めてまいります。

また、昨年度は開庁130年記念事業に取り組みましたが、その集大成として三笠市史の平成25年度の発刊に向けた編さんに取り組んでまいります。

財政運営については、引き続き事務事業の見直し、民間委託の推進、老朽不用施設の除却などにより歳出の削減を図るとともに、使用料改定の検討、不用施設の売却など収入確保に努め、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による制限を受けないよう、「公債費負担適正化計画」を自主的に策定し、確実に遂行してまいります。

私は、三笠市未来づくり基本条例に基づき、これまで先人が築き上げた誇りと豊かな自然、歴史と文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承するとともに、「三笠で生まれ」「三笠で育ち」「三笠で働き」「三笠の生活を楽しむ」という安全・安心で快適に暮らせるまちを構築し、次代を担う子供たちに未来に向かって夢をはぐくめるまちを紡いでいく責任があります。

私は、先人たちの開拓精神の気概を思い起こし、「だれもが暮らしてみたい田園産業都市の構築」と「日本一安心してだれもが住み続けたいまち」を実現するため、未来に種をまく「第8次三笠市総合計画」の確かなる一步を踏み出し、引き続き「市民のだれもが住んでよかったと思えるまちづくり」に全力を尽くしてまいりたい決意であります。

以上、平成24年度の市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、教育長から、平成24年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。

（教育長 富樫繁樹氏 登壇）

◎教育長（富樫繁樹氏） 平成24年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行方針に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人と人とのつながりや地域コミュニティのあり方など、教育を取り巻く環境が大きく変化するとともに、子供たちの学ぶ意識の低下などが指摘される中、国においては「教育基本法」の理念を具体的に実現するための「教育振興基本計画」に基づき学習指導要領を改訂し、平成24年度からは小学校に引き続き中学校でも完全移行されるなど、子供たちの学力向上と「生きる力」をはぐくむための取り組みが進められております。

こうした中、北海道においては、平成24・25年度の空知管内の教育推進の基本方針として「学校・家庭・地域が総がかりで子供を育てる」ことを掲げ、実践に向けて取り組むところであります。

一方、本市においても、教育を取り巻く環境は全国と同様の状況であり、人と人とのつながりや地域に開かれた学校づくりを進めることが望まれます。

このことから、三笠市教育委員会としては、空知管内教育推進の基本方針を柱として、地域に根差した全国に通じる教育を実践し、生まれ育ったふるさと三笠に愛着と誇りを持ち、将来に向かって夢や希望を描ける子供たちを育てるとともに、市民一人一人が「生き生きと充実した人生」を送ることができる社会の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も大切な時期であり、生活や環境を通して創造的な思考や豊かな心をはぐくみ、健康な体と望ましい習慣や態度を養うことが求められます。

そのような中で、子育て家庭においては、依然として低迷する経済の影響を受けているため、教育費の負担軽減など、その対応が求められております。

このことから、幼児教育の重要性を考え、幼稚園就園奨励費補助を継続するとともに、定住促進に向けた子育てを応援する施策の一環として、保護者が負担した幼稚園授業料等

を市内で買い物ができる商品券で還元することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに、市内経済の活性化を図ってまいります。

学校教育は、子供の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、極めて重要であります。

また、新学習指導要領は、本年度から中学校において完全実施され、平成21年度からの段階的移行が終了することから、本市においても、新指導学習要領の理念である「生きる力」をさらにはぐくむため、基本的な考え方である、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、例えば、中学校の保健体育においては武道が必修化されたことに伴い、柔道を取り入れるなど、知・徳・体のバランスを考慮した教育の実践に取り組んでまいります。

学校統合2年目となる本年度は、統合を機に市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育を推進するとともに、三笠小学校、三笠中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域が応援団となる学校づくりにより、子供たちの教育環境の充実を図ってまいります。

また、市内外でさまざまな分野で活躍している三笠市出身の先輩を平成24年度に人材登録し、平成25年度から小中一貫教育の地域科授業などで講師として招聘し、授業を行うことにより、子供たちが将来に向けてしっかりとした目標を持って学び、生きる力を醸成し、一人一人の個性と能力を伸ばすことができる教育の充実に努めてまいります。

平成17年度から、道内で唯一国の特区に認定された岡山小学校、萱野中学校における小中一貫教育は、本年度で8年目を迎えることから、小中一貫教育公開研究会を開催し、義務教育9年間を見通した確かな学力の定着の成果を検証してまいります。

また、統合に伴う環境の変化などによる児童への負担等を考慮し、少人数によるきめ細やかな指導を行うため、少人数学級を実施するとともに、遠距離通学となる児童生徒については、安全で安心して通学できるよう、小学生については継続してスクールバスを運行するものであります。

一方、中学生については、定期路線バスの利用による乗車料金を補助してまいります。

教育環境の改善については、中学校体育館のバスケットコートラインのルール改正による整備や経年劣化している学校施設を改修するほか、三笠中学校吹奏楽部の楽器を新たに購入し、子供たちが安心して学ぶ環境の充実に努めてまいります。

また、北海道教育大学幌内自然体験学習研究施設「i-HoLoNE」（アイ・ホロン）については、引き続き教育大学と連携を図り活用してまいります。

少子化対策支援については、本年度も引き続き「小学生の給食費無料化」を実施し、小学校児童を持つ世帯の教育費の負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、障害を持つ子供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っていく必要があります。

障害のある児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行うため、三笠小学校、三笠中学校に特別支援学級を開設するとともに、児童生徒の障害の状態が多様化している中、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、支援員を配置するなど一層の充実を図ってまいります

全国的には、日常生活や学校生活における児童生徒のいじめや、非行、少年犯罪、不登校など、子供の事件、事故が後を絶たない状況にあります。

特に、社会問題となっている「いじめ」については、早期に対応するため、これまで同様スクールカウンセラーによる巡回相談を実施するほか、学校統合などの変化に対応するため相談回数を増加するなど、安心して相談できる環境を整備し、子供たちの心のケアに努めてまいります。

また、「いじめに関する研修会」を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となって理解を深め、早期発見と防止を図ることができるよう必要な対策を講じてまいります。

安全対策については、不審者情報システムの活用とともに、青少年育成センターを中心に地域の協力を得ながら、事件、事故から子供を守る環境づくりと安全・安心の確保に努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

平成22年度に募集停止された道立三笠高等学校は、新たなまちづくりの起点とするため、市立化による存続と食物調理科へ学科転換し、今日までの輝かしい伝統を引き継ぎ、本年4月から新生「三笠高等学校」として生まれ変わります。

市立三笠高等学校は、「地域に開かれ、地域に教育の場を求める、地域と共に歩む」ことを基本方針として、道内の公立高校としては、初めての食物調理科高校としての特性を十分に生かし、食に関する専門的な知識・技術を学ぶことにより、食のスペシャリストとして、みずから考え、判断して行動できる人材を育成するとともに、地域の特色を生かして地域に学ぶ教育を推進し、魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

生徒確保対策については、少子化により生徒が減少する状況の中、本年度においても引き続き全道各主要都市や入学者出身中学校等を中心に訪問するとともに、ホームページを活用しての情報発信や専門教育の実施により、他の普通科公立高校よりも割高となる修学経費や市外から入学する生徒の寄宿舎費の一部助成を行ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会の急激な変化に対応して、市民一人一人がいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会を実現するために、社会教育の果たす役割は重要であります。

このため本年度は、本市の社会教育を推進する上で基本となっている「三笠市社会教育

中期計画」に基づき、市民一人一人がみずからの意思と選択により楽しく学び合い、新しい時代を開く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を推進してまいります。

家庭教育は、子供に対する愛情の上にその責任を自覚し、基本的な生活習慣や自立心、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断など、心身の調和のとれた発達をはぐくむものであり、教育の原点であります。

このため、親も子育てを通じ、ともに成長してもらうため、家庭教育に必要な知識や情報を子育て家庭に提供する、2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」を継続してまいります。

また、基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因として指摘されていることから、国民運動として推進されている「早寝・早起き・朝ごはん」運動について、引き続き普及・啓発に努めてまいります。

青少年教育については、地域社会において大人や多様な年齢層の人々と触れ合って、他者を思いやる気持ちや感動する心、豊かな人間性や協調性を身につけることが求められています。

このことから、特に学校教育を側面から応援する体制として、地域の人材を活用した「学校支援地域本部事業」などに取り組んでまいります。

また、地域の自然や特性を生かした体験学習を初め、リーダー養成のための研修などを行っている「三笠市地域子ども会育成会連絡協議会」の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、一人一人が豊かで充実した人生を送るため、学習領域が多岐にわたっており、新たな知識や技術を習得するニーズが高まってきております。

このことから、公民館講座などだれもが気軽に参加できる学習機会を提供してまいります。

また、成人祭については、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする成人を市民全体で祝い励ますため、引き続き実行委員会との共催で実施してまいります。

高齢者教育については、「人生80年時代」を迎えて久しくなりますが、高齢者を取り巻く環境は一層厳しくなっており、みずからが主体的に生きる力が求められています。

このため、健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、引き続き第36回目となる「ことぶき大学」を開催し、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

また、「三笠市地域子ども会育成会連絡協議会」で実施している、子供たちとともに学び合う世代間交流事業を支援してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、広く市民に参加の機会を提供し、芸術文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

具体的には、自主的な芸術・文化活動を推進するため、三笠市文化協会が主催する「三

笠市文化祭」の運営費の一部を補助し、支援してまいります。

また、音楽鑑賞については、北海道教育大学岩見沢校吹奏楽団と三笠中学校吹奏楽部とのジョイントコンサートを開催いたします。

歴史文化については、長い歴史や風土の中で継承され、はぐくまれてきた貴重な財産があります。これらの文化遺産を大切に保存・展示するとともに、後世に伝承するため、郷土芸能5団体の活動を支援してまいります。

北海道遺産である「みかさ北海盆おどり」については、本年11回目を迎え、本市の一大イベントとして、まちの活性化と地域振興のため、市民・企業・団体などと連携を図り、全市的な取り組みによりお盆期間中の8月14日、15日の2日間開催いたします。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き7月に開催してまいります。

公民館については、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくための自主的な文化活動や学習成果の発表の場として、文化団体、サークル等に提供するほか、本年度は専門の講師によるパソコンや星空観察などの公民館講座を開催し、市民に広く学習する機会を提供してまいります。

図書館については、市民の読書活動の役割を担う拠点としてなくてはならない大切な施設であります。

特に、子供は本との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

このため、子供への読書案内やボランティアによる絵本とお話の会「かるがも会」、小中学校への定期的な図書貸し出し事業などを引き続き実施してまいります。

また、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心の触れ合うひとときを持つきっかけづくりのために、乳幼児健診時に絵本の読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を実施し、子育てを支援してまいります。

博物館については、博物館ボランティアの会の協力を得て、化石を初め、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を収集・保存し、研究・普及活動の充実に努めるとともに、各大学などの化石研究機関と連携を図り、調査・研究に努めてまいります。

博物館整備においては、前庭花壇の擁壁の傾斜によるひび割れ箇所、通用口スロープのタイル剥離箇所等の修繕を行い、来館者の安全確保を図ってまいります。

また、市内外の児童生徒が学校単位で博物館を利用して授業ができるよう、多機能研修施設の体験学習室や講演室など施設の機能を生かした事業の展開を図り、利用の拡大を図ってまいります。

さらに、市内の小中学校の児童生徒に対して、三笠の自然や化石を通じた地域の特色ある授業を積極的に支援してまいります。

特別展については、徳島県立博物館等から保存のよい化石標本を借用し、化石がどのようにできているのか、その過程をひも解く特別展「化石のキセキー化石のでき方を探

る」を7月21日から10月8日まで開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、スポーツ少年団員等が各種スポーツ大会に参加するための必要な経費について引き続き助成するとともに、スポーツ少年団活動を支援するため、プロの指導者を招致している「スポーツ環境充実事業」について、野球は「日本ハムファイターズ球団」、サッカーは「北海道フットボールクラブ」に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

また、三笠運動公園内の体育施設については、施設の有効活用を図るため、指定管理者による施設管理を継続するとともに、トレーニングセンターのランニングマシンを1台追加し、利用者へのサービス向上に努めるほか、野球場のバックスクリーンを塗装整備することにより、利用の促進を図ってまいります。

パークゴルフ場サンパークについては、引き続き指定管理者により運営することとし、集客力を高めるため、太古の湯とのパック料金や博物館及び鉄道記念館との共通利用券と合わせたパークゴルフ場の割引制度を継続するとともに、コース管理に必要な備品等を整備することにより、利用者へのサービス向上と利用の拡大を図ってまいります。

以上、平成24年度の教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

三笠市の教育行政にとって、本年は市立三笠高等学校の開校、三笠小中学校では北海道で初めてとなるコミュニティ・スクールの設置など、昨年引き続き大きな転換期と新たなスタートの年となります。

子供たちが健やかに育つよう市民の協力をいただくとともに、関係機関・団体等と連携を図りながら学習環境を整えていく必要があると考えているところであります。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいります所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 引き続き、議案第17号から議案第24号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第17号平成24年度三笠市一般会計予算から議案第24号平成24年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案申し上げます。

平成24年度三笠市各会計予算について、最初に、国の平成24年度地方財政対策であります。平成24年度の地方財政への対応に当たっては、平成24年度予算の概算要求組みかえ基準に基づき、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常

収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレームに沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、交付団体をはじめ、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を昨年度と実質的に同水準となるよう確保するため、地方交付税については地域主権改革に沿った財源の充実を図る目的で、前年度より811億円増額措置されました。

こうした中、平成24年度における三笠市の予算は、どのような状況にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、地方公共団体財政健全化法の制限を受けない財政構造を維持していくため、引き続き公債費負担適正化計画の遵守や行財政改革を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第17号平成24年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、主な政策的予算の内容について説明いたしますと、総務費では、市役所庁舎の適切な維持管理を行うため、屋内電気配線の改修、屋根融雪設備の整備及び来庁者用駐車場の整備を実施するほか、市史の刊行作業に着手するものであります。

また、石炭資源の有効活用に向けた市民研究会の開催や日本ジオパークネットワーク加盟の事前準備として、ジオサイトの整備などを行うほか、テレビCMによる移住定住促進施策などのPR、炭鉱遺産活用の調査・研究を実施するものであります。

民生費では、市民の子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、乳児の紙おむつと交換できる引換券の支給、納めた保育所負担金相当分を市内商品券により還元するほか、長寿祝い金及び敬老祝い温泉入浴券の交付、高齢者へのバス運賃の一部助成、ぬくもり除雪サービスなどについて、引き続き実施するものであります。

衛生費では、生活習慣病予防対策として実施する、温浴施設を活用した水中運動教室に係る経費を引き続き措置するほか、予防接種法に基づかない子宮頸がん予防ワクチンやヒブワクチン、高齢者の肺炎予防と重症化対策としての肺炎球菌ワクチンの接種費用について引き続き助成するものであります。

また、清住火葬場、幌内・弥生墓地の整備を行うとともに、土木費において萱野墓地に通じる萱野基線の簡易舗装を実施します。唐松共同浴場及びリサイクルプラザについては、必要な施設整備を実施するほか、下水道処理計画区域外の世帯に対し、浄化槽設置整備費補助金を措置するものであります。

労働費では、緊急的な雇用対策として国の緊急雇用創出事業を活用し、開庁130年記念誌編さん基礎データの作成及び市有林調査に取り組むものであります。

農林水産業費では、農作物の有害鳥獣対策費用及び意欲ある市内農業者等に対する施設

等整備費用の一部助成について引き続き措置するほか、平成23年春先の長雨により被害を受けたタマネギ生産者の支援として、経営資金の借り入れに係る利子補給を行うものがあります。

また、道の駅周辺施設整備として、鑑賞池の取水工事など必要な整備を行うものであります。

商工費では、三笠第2工業団地用地の取得費、商工業活性化事業やる気応援補助金及びみかさ炎夏^{なつ}まつりの実施に対する補助金を引き続き措置するほか、桂沢国設スキー場の圧雪車の更新、三笠鉄道村の整備などの事業を措置するものであります。

また、老朽化が著しい旧商工会館について、景観上や安全管理の面から解体を行うものであります。

土木費では、引き続き計画的に市道、河川及び都市公園の整備を行うほか、市営住宅では、公営住宅ストック総合活用計画に基づく公営住宅の建てかえと灯油集中配管整備など、既存住宅の維持整備により居住環境の向上を図るとともに、個人住宅の安全性・耐久性の向上を目的に、リフォーム費用の一部を引き続き助成するものであります。

また、住宅の新築または購入費、若年層の市外からの転入・定住化の促進を図るための民間賃貸共同住宅建設費用、市外から転入する若者世帯への民間賃貸住宅家賃の一部助成を引き続き措置するものであります。

消防費では、市内で大規模災害が発生した場合でも、長期にわたり活動できる体制を整備するため、必要な資機材を整備するものであります。

教育費では、最初に学校教育関連分として、これまでの継続事業であります小学校給食費を無料化する少子化対策支援事業、いじめ問題カウンセラー事業及び小中一貫教育実施事業などについて措置するとともに、市民の子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、幼稚園の授業料等相当分の市内商品券による還元、学校運営協議会の導入及び運営体制づくりを引き続き行うものであります。

次に、新たに設立する市立三笠高等学校関連分として、市民とともに開校を祝う式典を実施するほか、修学経費の一部を市負担とし、必要な経費を措置するものであります。

次に、社会教育関連分として、引き続き国の制度を活用し、地域全体での教育支援活動を実施するほか、スポーツを通じた教育を充実するため、引き続き北海道日本ハムファイターズと連携した野球指導、北海道フットボールクラブと連携したサッカー指導の強化を図るものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、市税については徴収強化を図り、滞納者については法的措置に努め、収入の確保に取り組んでいきます。

諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地財計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料などについては、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについてすべて計上するものであります。

継続費については、市営住宅建替改善等事業を措置するものであります。

債務負担行為については、市史刊行事業などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は、88億658万円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較して3億585万3,000円、率にして3.4%の減となるものであります。

次に、議案第18号平成24年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は、2億3,052万9,000円となり、前年度予算額と比較して2,612万6,000円、率にして12.8%の増となるものであります。

次に、議案第19号平成24年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、高額療養費を近年の高額な医療費の増を考慮し、相当額を措置したものであります。

また、後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等を措置するほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査及び特定保健指導の所要経費を引き続き措置するとともに、人間ドックへの助成、各種がん検診に係る費用の助成事業及び生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を増額措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、現行の料率等を据え置き、賦課限度額を被保険者間の負担の公平化を図るため3万円引き上げ、67万円から70万円にするものであります。今後は各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

また、前期高齢者交付金については、平成22年度実績に基づく精算分を考慮し措置するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連で見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する分を国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は、17億3,980万9,000円となり、前年度予算額と比較して3,356万円、率にして2.0%の増となるものであります。

次に、議案第20号平成24年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。平成24年度を初年度として策定した「第5期介護保険事業計画」に基づく、保険給付費及び地域支援事業の見込み額に介護報酬改定による影響額を加算し、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、小規模多機能型居宅介護の利用者の増及び施設入所者の減等を考慮し計上するものであります。

地域支援事業費については、昨年度に引き続き認知症予防も加えた介護予防水中運動教室のほか、自立援助デイサービス事業についても継続して実施するものであります。

一方、歳入予算であります。まず介護保険料については、保険給付費の減少及び北海道財政安定化基金の取り崩しによる交付金のほか、介護報酬改定に伴う影響分を考慮し、保険料額を措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、道及び市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は、14億1,746万2,000円となり、前年度予算額と比較して2,522万2,000円、率にして1.7%の減となるものであります。

次に、議案第21号平成24年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸付については、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、すべての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は、282万1,000円となり、前年度予算額と比較して、51万1,000円、率にして15.3%の減となるものであります。

次に、議案第22号平成24年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全な水を安定的に供給するため、施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減などの経営努力をするほか、市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の減額により、総額3億991万5,000円を措置するものであります。

また、支出について職員給与等では、一般会計に準じて措置するものであり、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額2億9,480万2,000円を措置し、収支では1,511万3,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽配水管の改良、メーター器の取りかえが主な事業であり、2億3,635万円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めるものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債を計上し、9,020万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,615万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は5億3,115万2,000円となり、前年度予算額と比較して2,315万5,000円、率にして4.2%の減となるものであります。

次に、議案第23号平成24年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備と施設の適切な維持管理を図ることを基本として、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については下水道使用料改定による増収を見込み、総額5億2,181万1,000円を措置するものであります。

また、支出について、職員給与等では一般会計に準じて措置するものであり、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億1,640万4,000円を措置し、収支では540万7,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については幸町・多賀町の雨水管整備と三笠浄化センターの長寿命化計画策定が主な事業であり、企業債償還金等を含む5億1,346万7,000円を措置するものであります。

一方、収入では、支出に関連する企業債及び国庫補助金のほか、受益者負担金と一般会計出資金を計上し、2億5,438万6,000円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,908万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は10億2,987万1,000円となり、前年度予算額と比較して4,097万2,000円、率にして3.8%の減となります。

最後に、議案第24号平成24年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、安定した地域医療を提供するために引き続き医師確保に取り組むとともに、市民の健康を守る本市の基幹病院として、急性期医療をはじめ、救急医療や療養医療なども提供することにより、医業収益を最大限確保するほか、経費の削減に努め、安定的、効率的な経営を目指していきます。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を一般・療養・精神病床患者を合わせて176人、1日平均外来患者数を390人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額23億3,994万4,000円とするものであります。

また、支出では必要経費のほか、看護師確保の対策として新たに院内保育を実施するための費用などを措置し、総額23億3,935万7,000円を計上するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については老朽化や医療サービスの充実を図るため、超音波画像診断装置などの医療用機械器具7品目の購入に係る資産購入費のほか、修学資金貸付金と企業債償還元金を合わせた総額3億4,312万円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債と一般会計出資金として、総額2億9,516万7,000円を計上するものであります。

以上により、病院事業会計支出予算の総額は、26億8,247万7,000円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較して、9,551万円、率にして3.7%の増となるものであります。

以上、議案第17号から議案第24号まで、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第17号から議案第24号までについての提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第17号から議案第24号までについての質疑は、3月16日からの大綱質問により行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第2号から議案第10号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 議案第2号から議案第10号までについてを

一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長（小林和男氏） 議案第2号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定から議案第10号三笠市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第2号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります、今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、個人市民税について東日本大震災の災害関連支出に対し、雑損控除の特例の創設、退職所得の課税方法の特例を廃止するとともに、均等割の標準税率について、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、平成26年度から10年間に限り、引き上げるものであります。

市たばこ税については、法人実効税率の引き下げ等により市町村の減収見込みを補うため、道府県税の一部を市町村税に移譲することとなり、税率を引き上げるものであります。

施行期日は、個人市民税の雑損控除等の特例の創設及び均等割の引き上げに関する改正については平成24年4月1日に、退職所得の課税方法の改正については平成25年1月1日に、市たばこ税に関する改正は平成25年1月1日に適用するものであります。

次に、議案第3号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表等の改正、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、平成23年度国の単価基準額に準じ、各区分の保育費用の見直しを行うとともに、障害児支援の見直しにより知的障害児通園施設が児童発達支援センターに一元化されたことによる文言整理及び児童デイサービスが児童福祉法上のサービスに再編されたことによる規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、必須事業となる成年後見制度利用支援事業及び障害者に移動介護従事者を派遣する移動支援事業を地域生活支援事業に追加するほか、障害者自立支援法との整合性を図り、文言の整理を行うものであります。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ますが、今回の改正は、国民健康保険料の被保険者に係る賦課限度額を増額することから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、賦課限度額を3万円引き上げ、67万円から70万円にするものであります。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険料の改定に伴い必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、3年ごとに見直しを行うこととなっている「三笠市介護保険事業計画」の新たな計画期間である平成24年度から平成26年度までの3年間の保険給付見込み額に見合った保険料額に改定するものであります。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、看護師の確保を促進するため、対象者の範囲の拡大、貸付限度等を見直すことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、対象となる看護師学校等に大学を加えるとともに、道外の看護師学校等の在学者も対象とし、貸付限度額については授業料や通学の形態に合わせて引き上げを行うものであります。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、新たに危険物が追加されたことにより、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものについて、配管の構造、収納容器への表示、貯蔵または取り扱う場所の位置構造及び設備に係る基準、届け出について経過措置等を定めるものであります。

施行期日は、平成24年7月1日であります。

次に、議案第9号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定についてあります。今回の改正は、適用期限の延長及び奨励措置を拡大し、引き続き市内経済の振興と商工業等の活性化を推進するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、現行条例が平成23年度末をもって適用期限を迎えることから、平成27年3月31日まで3年間延長するとともに、適用範囲を追加し、新たに事業用施設を新設する場合の解体撤去費等を加え、また、適用要件を緩和するため建てかえの同一事業目的の建物要件を削除し、他事業の建てかえについても可能とするものであります。

施行期日は、平成24年3月31日とし、適用範囲の追加等の施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。今回の改正は、社団法人北海道産炭地域振興センター空知産炭地域総合発展機構が定める補助金に関する助成取り扱い要領と整合を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、財産処分の起算始期を補助対象事業の完了月に改めるものであります。施行期日は、平成24年4月1日であります。

以上、議案第2号から議案第10号まで、一括して提案説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第2号から議案第10号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第4 議案第11号から議案第16号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、日程の4 議案第11号から議案第16号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案11号平成23年度三笠市一般会計補正予算（第6回）から議案第16号平成23年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第11号平成23年度三笠市一般会計補正予算（第6回）についてであります。今回の補正は、既定予算額94億5,593万9,000円に2億2,228万4,000円を追加し、予算の総額を96億7,822万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。国の第3次補正予算関連事業として、消防救急アナログ無線設備のデジタル化整備や消防本部庁舎の耐震改修及びレスキューボートなどの水難救助資機材を更新する、消防団安全対策整備事業の3事業を実施するための費用を措置するものであります。

このほか、新たに取り組むべき事業や予算の整理として、総務費では地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークであるLGWANを第3次LGWANへ移行するための費用を措置するものであります。

教育費では、教育センターの貫流式蒸気ボイラーが故障したため、その修繕費を措置するほか、三笠中学校に平成24年4月から肢体不自由障害を持つ生徒が入学するため、車いす対応トイレの設置費用等を措置するものであります。

諸支出金では、病院事業会計の資金収支不足分に対する貸付金を措置するものであります。

このほか、各款にわたり事業費等の確定による予算の整理を行うものであります。

一方、歳入であります。消防防災通信基盤整備費補助金、消防団安全対策設備整備費補助金及び緊急防災・減災事業債など、歳出関連の特定財源収入を増額するほか、一般財源については、前年度繰越金の一部などを計上するものであります。

次に、繰越明許費の補正ですが、今回追加した消防本部庁舎耐震改修事業及び消防救急デジタル無線整備事業において、実施時期が翌年度に及ぶことから追加するものであります。

債務費負担行為の補正については、経営基盤強化資金利子補給金について、期間延長の変更を行うものであります。

地方債の補正については、過疎債ソフト事業分の財源更正に伴う変更と消防本部庁舎耐震改修事業及び消防救急デジタル無線整備事業分を追加するものであります。

次に、議案第12号平成23年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額18億8,171万8,000円に20万9,000円を増額し、18億8,192万7,000円とするものであります。

まず、歳出予算であります。退職被保険者療養給付費、退職被保険者高額療養費、国民健康保険料還付金の増額及び一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の減額について措置するものであります。

一方、歳入予算であります。国民健康保険災害臨時特例補助金に伴う国庫支出金の増額補正をするものであります。

次に、議案第13号平成23年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額14億6,596万3,000円に651万9,000円を追加し、予算の総額を14億7,248万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。病院事業会計健全化対策費分の増額、また制度改正に伴う介護保険システムの改修費を計上するものであります。

一方、歳入については、国庫支出金を増額するとともに、他会計補助金から繰り入れし対応するものであります。

次に、議案第14号平成23年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、病院事業会計健全化対策費分の減に伴い、他会計補助金を減額し、収益的支出の総額を2億9,552万6,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は、1,641万6,000円の利益になる予定であります。

次に、議案第15号平成23年度三笠市下水道事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、一般会計負担金等の減に伴い、収益的収入について、他会計負担金を減額するほか、他会計補助金を増額し、収益的収入の総額を5億5,496万円

とするものであります。

一方、収益的支出は、病院事業会計健全化対策費分の減に伴い、他会計補助金を減額し、収益的支出の総額を5億5,496万円とするものであります。

この結果、収益的収支が同額となるものであります。

また、資本的収入については、一般会計出資金を増額し、資本的収入の総額を2億1,363万3,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は2億9,769万1,000円となり、これに伴う補てん財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

最後に、議案第16号平成23年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、予算整理のほか、財源不足が発生する見込みであるため、一般会計長期貸付金を措置するものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については、一般会計繰入金について、繰入基準に基づき整理し、入院及び外来収益については、患者数の減少に伴い減額し、総額として1億9,227,000円を減額するものであります。

一方、支出については、患者数の減少に伴い材料費を整理するとともに、経費と支払利息の不用額などを減額することにより、支出総額を22億2,908万9,000円とするものであります。

この結果、3,476万9,000円の経常損失が見込まれるため、一般会計から3,500万円の長期借り入れを受けるものであります。

次に、資本的収入支出ですが、資本的支出のうち投資については、貸付金の実績に基づき整理し、建設改良費については、入札の結果に基づき減額するとともに、資本的収入についても企業債の対象額が減額したことにより整理するものであります。

この結果、平成23年度末においては、3,399万4,000円の繰越留保資金が生じる見込みであります。

以上、議案第11号から議案第16号まで、一括して提案説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第11号から議案第16号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第5 議案第25号及び議案第26号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の5 議案第25号及び議案第26号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第25号市道路線の廃止について及び議案第26号市道路線の認定について、一括して提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、榊町団地公営住宅建替事業に伴い、市道榊町13号線を一たん廃止し、起点の変更を行い、改めて認定するものであります。

以上、議案第25号及び議案第26号について、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第25号及び議案第26号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会について、お諮りします。

議事の都合により、明日3月10日から3月15日までの6日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

3月10日から3月15日までの6日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時50分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員